

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額に係る扶養親族の加算額の改定等をするとともに、補償基礎額及び介護補償の額を引き上げるためのものである。

2 改正の主な内容

（１）補償基礎額の扶養加算額の改定

令和7年度における補償基礎額の加算額に改定し、経過措置として令和6年度における補償基礎額の加算額の改定額等を附則に定める。

<改定前>

条例における号	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区 分	配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
補償基礎額	217 円	334 円	217 円			

<改定後>

条例における号	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区 分	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者	
補償基礎額	434 円	217 円				

（２）介護補償の額の改定

		<改定前>	<改定後>
介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額（1月）	常時介護を受けている場合	172,550 円	177,950 円
	随時介護を受けている場合	86,280 円	88,980 円
親族等による介護を受けたときの補償下限額（1月）	常時介護を受けている場合	81,290 円	85,490 円
	随時介護を受けている場合	40,600 円	42,700 円

(3) 公務災害補償の算定の基礎となる補償基礎額の改定

<改定前>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,618 円	8,283 円	9,795 円	10,923 円	11,718 円	12,438 円
学校薬剤師の補償基礎額	5,568 円	6,470 円	7,038 円	8,093 円	8,950 円	9,398 円

<改定後>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	7,285 円	8,850 円	10,768 円	11,963 円	12,625 円	13,098 円
学校薬剤師の補償基礎額	6,110 円	7,045 円	7,505 円	8,623 円	9,270 円	9,620 円

3 施行時期

条例公布の日から施行する。